

## と畜場の構造設備その他変更届 審査基準

### 【事務の根拠及び届出事項】

と畜場法（以下、「法」という。）第四条第三項

第一項の規定により許可を受けて設置したと畜場について、構造設備その他厚生労働省令で定める事項を変更しようとする者は、あらかじめ、都道府県知事に届け出なければならない。

と畜場法施行規則（以下、「規則」という。）第二条

法第四条第三項の規定により届け出るべき事項は、同条同項に規定する事項のほか、前条第一項各号（第三号を除く。）に掲げる事項及び同条第二項の添附書類に記載した事項のうち主な事項とする。

### 【届書様式】

と畜場法施行細則第二条

法第四条第三項の規定により構造設備その他を変更しようとするときは、別記第二号様式による届書により届け出なければならない。

### 参考条項

法第四条第一項

一般と畜場又は簡易と畜場は、都道府県知事（保健所を設置する市にあつては、市長。以下同じ。）の許可を受けなければ、設置してはならない。

法第四条第二項

前項の規定による許可を受けようとする者は、構造設備その他厚生労働省令で定める事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

規則第一条第一項

と畜場法（昭和二十八年法律第百十四号。以下「法」という。）第四条第二項の規定により申請書に記載すべき事項は、同条同項に規定する事項のほか、次のとおりとする。

- 一 申請者の住所、氏名及び生年月日（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名及び定款又は寄附行為の写）
- 二 と畜場の名称及び所在地
- 三 一般と畜場、簡易と畜場の区別
- 四 処理する獣畜の種類及びその一日当りの頭数
- 五 当該と畜場において食肉の取引を行おうとする場合は、その概要

規則第一条第二項

前項の申請書には、当該と畜場の管理及び業務運営の概要を記載した業務規定又はこれに準ずる事項を記載した書類を添附しなければならない。

年 月 日

東京都知事 殿

住 所

氏 名

〔法人の場合は、その名称・主  
たる事務所の所在地・代表者  
の氏名〕

構造設備その他変更届

下記のとおり、変更したいので、と畜場法第4条第3項の規定により、届け出ます。

記

- 1 変更事項
- 2 その他必要な事項

添付書類

変更事項を明らかにする関係書類